

時差9時始業期間中に気象警報が出た際の授業の実施について

- ・午前7時の時点で大田区・品川区に、「洪水」「大雨」「暴風」「大雪」「暴風雪」のいずれかの警報（以下警報という。「高潮」と「波浪」は含めない。）が出ている場合は自宅待機とする。
 - ・午前8時の時点でも警報が出ていれば自宅待機とする。午前8時の時点で解除されていれば**3時間目**（10時55分～）から授業を行う。
 - ・午前10時の時点で警報が出ていれば当日は自宅学習とする。
 - ・午前10時の時点で解除されていれば**5時間目**（13時05分～）から授業を行う。
 - ・午前7時以降、午前10時までに警報が出た場合も自宅待機とする。
 - ・生徒が登校して午前10時00分以降に警報が出た場合は原則として授業は継続する。
 - ・天候不良の際には、十分注意を払い安全の確保を第一優先で登校すること。
 - ・大田区・品川区には警報が出ていなくても、生徒居住地である地域に警報が出た場合も、当該生徒は同様の扱いとする。
 - ・登校後に警報が出た場合、天候状況を見て下校とするか、あるいは警報が解除されるまでは学校待機のどちらかを学校として判断し対応する。
- ※いずれの場合でも電車のダイヤの乱れ等による遅刻は遅延扱いとする。

警報解除の時刻	登校時間	授業開始時間
7時00分まで	8:35～ 8:55	SHR（9:00）より
8時00分まで	10:25～10:55	3時間目 （10:55）より
10時00分まで	13:00～13:20	5時間目 （13:05）より
10時を過ぎても解除されない場合	—	自宅学習